

# 横須賀市報

号外第33号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目次

<b>規 則</b>	
◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則中一部改正	1
◇職員の育児休業等に関する条例施行規則中一部改正	〃
◇職員給与条例施行規則中一部改正	〃
◇職員特殊勤務手当支給条例施行規則中一部改正	2
◇職員住居手当支給規則中一部改正	〃
◇職員の通勤手当に関する規則中一部改正	〃
◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行取扱規則中一部改正	3
◇横須賀市介護保険条例等施行取扱規則中一部改正	4
◇市営住宅条例施行規則中一部改正	〃
<b>訓 令 甲</b>	
◇専決規程中一部改正	〃
◇職員服務規程中一部改正	5
<b>上下水道企業管理規程</b>	
◇上下水道局専決規程中一部改正	6
<b>議 会 規 程</b>	
◇横須賀市議会議会局規程中一部改正	〃
<b>教育委員会訓令甲</b>	
◇教育委員会専決規程中一部改正	〃
<b>選挙管理委員会訓令甲</b>	
◇横須賀市選挙管理委員会専決規程中一部改正	7
<b>監 査 委 員 告 示</b>	
◇監査委員事務局処務規程中一部改正	〃

## 規 則

### 横須賀市規則第123号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

横須賀市長 上地克明

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年横須賀市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（年次休暇の繰越し）

第7条 条例第12条第2項の規定による年次休暇の翌年度への繰越しは、1日、1時間又は15分の単位で行うものとし、その日数及び時間は、職員がその年度に受けられる年次休暇の日数及び時間（前年度から繰り越された年次休暇の日数及び時間を含む。）からその年度に受けた年次休暇の日数及び時間を差し引いた日数及び時間（その日数及び時間が20日（短時間勤務職員にあっては、第6条の2の規定により算出された日数）を超えるときは、20日（短時間勤務職員にあっては、同条の規定により算出された日数））とする。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（庶務事務システムによる処理）

第18条 この規則の規定により行うこととされる請求、承認その他の手続については、庶務事務システム（職員のサービスの管理、給与の支給等に関する事務を行うための電子情報処理組織で、総務部人事課が所管するものをいう。以下同じ。）を使用することが困難である場合として市長が別に定める場合

を除き、庶務事務システムを使用する方法により行うものとする。

2 この規則の規定により作成等を行うこととされている書類については、庶務事務システムを使用することが困難である場合として市長が別に定める場合を除き、庶務事務システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）をもって代えることができる。

第1号様式、第2号様式及び第7号様式中「氏名

㊦」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

### 横須賀市規則第124号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

横須賀市長 上地克明

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年横須賀市規則第27号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（庶務事務システムによる処理）

第9条 この規則の規定により行うこととされる請求その他の手続については、庶務事務システム（職員のサービスの管理、給与の支給等に関する事務を行うための電子情報処理組織で、総務部人事課が所管するものをいう。以下同じ。）を使用することが困難である場合として市長が別に定める場合を除き、庶務事務システムを使用する方法により行うものとする。

2 この規則の規定により作成等を行うこととされている書類については、庶務事務システムを使用することが困難である場合として市長が別に定める場合を除き、庶務事務システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）をもって代えることができる。

第1号様式、第3号様式及び第4号様式中「氏名

㊦」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

### 横須賀市規則第125号

職員給与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

横須賀市長 上地克明

職員給与条例施行規則の一部を改正する規則


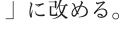
職員給与条例施行規則（昭和26年横須賀市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「人事給与システム」を「庶務事務システム（職員のサービスの管理、給与の支給等に関する事務を行うための電子情報処理組織で、総務部人事課が所管するものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「人事給与システム」を「時間外勤務等に従事した実績の報告につき庶務事務システム」に改める。


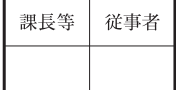

本則に次の1条を加える。

（庶務事務システムによる処理）

第12条 この規則の規定により行うこととされる届出その他の手続については、庶務事務システムを使用することが困難である場合として市長が別に定める場合を除き、庶務事務システムを使用する方法により行うものとする。

第1号様式中「氏名 」を「氏名 」に改める。

第3号様式中

「 (事務処理欄) (確認印)  課長等 従事者 を  
 「 (事務処理欄) に  
 改める。」

附 則  
 この規則は、令和4年1月1日から施行する。  
 ~~~~~

**横須賀市規則第126号**  
 職員特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

横須賀市長 上 地 克 明

職員特殊勤務手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

職員特殊勤務手当支給条例施行規則（昭和28年横須賀市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「人事給与システム」を「庶務事務システム（職員のサービスの管理、給与の支給等に関する事務を行うための電子情報処理組織で、総務部人事課が所管するものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「人事給与システム」を「特殊勤務に従事した実績の報告につき庶務事務システム」に改める。

本則に次の1条を加える。  
 （庶務事務システムによる処理）

第7条 この規則の規定により行うこととされる届出その他の手続については、庶務事務システムを使用することが困難である場合として市長が別に定める場合を除き、庶務事務システムを使用する方法により行うものとする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

防 疫 作 業 従 事 実 績 簿

（ 年 月 分 ）

| 所属長印 | 月 日 | 従 事 作 業 の 内 容 |             |     |         |         | 氏 名 |         |
|------|-----|---------------|-------------|-----|---------|---------|-----|---------|
|      |     | 病類            | 患 者 住 所 氏 名 | 検 便 | 患 家 消 毒 | 物 件 処 理 |     | 患 者 収 容 |
|      |     |               |             | 件   | 件       | 件       | 人   |         |
|      |     |               |             |     |         |         |     |         |
|      |     |               |             |     |         |         |     |         |
|      |     |               |             |     |         |         |     |         |

附 則  
 この規則は、令和4年1月1日から施行する。  
 ~~~~~

**横須賀市規則第127号**

職員住居手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

横須賀市長 上 地 克 明

職員住居手当支給規則の一部を改正する規則

職員住居手当支給規則（昭和46年横須賀市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「30,900円」を「30,600円」に改め、同項第2号中「15,800円」を「12,800円」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。  
 （庶務事務システムによる処理）

第10条 この規則の規定により行うこととされる届出その他の手続については、庶務事務システム（職員のサービスの管理、給与の支給等に関する事務を行うための電子情報処理組織で、総務部人事課が所管するものをいう。以下同じ。）を使用することが困難である場合として市長が別に定める場合を除き、庶務事務システムを使用する方法により行うものとする。

別記様式中 「氏名 」を

 に改める。

附 則  
 この規則は、令和4年1月1日から施行する。  
 ~~~~~

**横須賀市規則第128号**

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

横須賀市長 上 地 克 明

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和33年横須賀市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項前段中「所属長を経て」を削る。  
 本則に次の1条を加える。  
 （庶務事務システムによる処理）

第15条 この規則の規定により行うこととされる届出その他の手続については、庶務事務システム（職員のサービスの管理、給与の支給等に関する事務を行うための電子情報処理組織で、総務部人事課が所管するものをいう。以下同じ。）を使用することが困難である場合として市長が別に定める場合を除き、庶務事務システムを使用する方法により行うものとする。

2 この規則の規定により作成等をする事とされている書類については、庶務事務システムを使用することが困難である場合として市長が別に定める場合を除き、庶務事務システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）をもって代えることができる。

別記様式中「氏名」を「氏名」に改める。

附 則  
この規則は、令和4年1月1日から施行する。

横須賀市規則第129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

横須賀市長 上 地 克 明

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行取扱規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行取扱規則（平成18年横須賀市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（介護給付費等不支給決定通知書）」に改め、同条中「第20条第1項の規定による申請を却下するときは、介護給付費等支給却下決定通知書」を「第19条第1項の規定により介護給付費等を支給しない旨の決定をしたときは、介護給付費等不支給決定通知書」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

市長は、法第30条第1項の規定により特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給する旨の決定をしたときは、特例介護給付費 支給決定通知書（第2号様式）により、支給しない旨の決定をしたときは、特例訓練等給付費 不支給決定通知書

（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

第5条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第6条の見出しを「（自立支援医療費不支給認定通知書）」に改め、同条中「第53条第1項の規定による申請を却下するときは、自立支援医療費支給認定却下決定通知書」を「第52条第1項の規定により支給認定をしない旨の決定をしたときは、自立支援医療費不支給認定通知書」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

（補装具費の支給決定等）

第7条 所長は、法第76条第1項の規定により補装具費を支給する旨の決定をしたときは補装具費支給決定通知書（第5号様式）により、支給しない旨の決定をしたときは補装具費不支給決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（高額障害福祉サービス等給付費の支給決定等）

第8条 市長は、法第76条の2第1項の規定により高額障害福祉サービス等給付費を支給する旨の決定をしたときは高額障害福祉サービス等給付費支給決定通知書（第7号様式）により、支給しない旨の決定をしたときは高額障害福祉サービス等給付費不支給決定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

第1号様式中「介護給付費等支給却下決定通知書」を「介護給付費等不支給決定通知書」に、

「  
年 月 日付けで申請のあった介護給付費等の支給については、次の理由により却下します。  
横須賀市長 印」を

「  
横須賀市長 印  
年 月 日付けで申請のあった介護給付費等の支給については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定に基づき、次の理由により支給しないことを決定したので通知します。」に

改める。

第3号様式中「（第5条第2項関係）」を「（第5条第1項関係）」に、「特例介護給付費支給却下決定通知書」を「特例介護給付費 不支給決定通知書」に、特例訓練等給付費

「  
年 月 日付けで申請のあった特例介護給付費 特例訓練等給付費の支給については、次の理由により却下します。  
横須賀市長 印」を

「  
横須賀市長 印  
年 月 日付けで申請のあった特例介護給付費 特例訓練等給付費の支給については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第1項の規定に基づき、次の理由により支給しないことを決定したので通知します。」に

改める。

第4号様式中「自立支援医療費支給認定却下決定通知書」を「自立支援医療費不支給認定通知書」に、

「  
年 月 日付けで申請のあった自立支援医療費の支給認定については、次の理由により却下します。  
横須賀市長 印  
横須賀市福祉事務所長 印」を

「  
横須賀市長 印  
横須賀市福祉事務所長 印  
年 月 日付けで申請のあった自立支援医療費の支給認定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項の規定に基づき、次の理由により支給認定をしないことを決定したので通知します。」に

改める。

第5号様式中「（第7条第1項関係）」を「（第7条関係）」に改める。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

補装具費不支給決定通知書

住 所  
氏 名

横須賀市福祉事務所長 印

年 月 日付で申請のあった補装具費の支給については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第1項の規定に基づき、次の理由により支給しないことを決定したので通知します。

1 申請事項

2 不支給の理由

第7号様式中「(第8条第1項関係)」を「(第8条関係)」に改める。

第8号様式中「(第8条第2項関係)」を「(第8条関係)」に、「高額障害福祉サービス等給付費支給却下決定通知書」を「高額障害福祉サービス等給付費不支給決定通知書」に、

年 月 日付で申請のあった高額障害福祉サービス等給付費の支給については、次の理由により却下します。

横須賀市長 印

横須賀市長 印

年 月 日付で申請のあった高額障害福祉サービス等給付費の支給については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2第1項の規定に基づき、次の理由により支給しないことを決定したので通知します。

改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第130号

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部を改正する規則

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則(平成12年横須賀市規

則第35号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出しを「(保険料の減免等の特例)」に改め、同項中「当分の間」の次に「、条例第9条第1号の事項に該当するものとし、同条に規定する規則で定める割合は、100分の100とするとともに」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第131号

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

横須賀市長 上 地 克 明

市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

市営住宅条例施行規則(平成10年横須賀市規則第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1 サンマリーナ汐入の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

訓 令 甲

横須賀市訓令甲第20号

専決規程(平成8年横須賀市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

横須賀市長 上 地 克 明

別表第3第1項の表休暇・欠勤承認の項中

|             |                   |   |
|-------------|-------------------|---|
| 部長の1日を超える期間 | 1 部長の1日以内<br>2 課長 | を |
|-------------|-------------------|---|

に改め、同表市外出張

命令の項中

|         |                                 |   |
|---------|---------------------------------|---|
| 部長の2日以上 | 1 部長の1日以内<br>2 課長<br>3 附属機関の委員等 | を |
|---------|---------------------------------|---|

に改め、同表第2項の

表休暇・欠勤承認の項中

|             |                            |                      |   |
|-------------|----------------------------|----------------------|---|
| 局長の1日を超える期間 | 1 局長の1日以内<br>2 部長の1日を超える期間 | 1 部長の1日以内<br>2 課長、医長 | を |
|-------------|----------------------------|----------------------|---|

に改

め、同表市外出張命令の項中

|         |                        |                                    |   |
|---------|------------------------|------------------------------------|---|
| 局長の2日以上 | 1 局長の1日以内<br>2 部長の2日以上 | 1 部長の1日以内<br>2 課長、医長<br>3 附属機関の委員等 | を |
|---------|------------------------|------------------------------------|---|



|  |    |                          |    |
|--|----|--------------------------|----|
|  | 局長 | 1 部長、課長、医長<br>2 附属機関の委員等 | に改 |
|--|----|--------------------------|----|

め、同表第3項の表休暇・欠勤承認の項中

|               |                     |   |
|---------------|---------------------|---|
| 消防局長の1日を超える期間 | 1 消防局長の1日以内<br>2 課長 | を |
|---------------|---------------------|---|

|  |         |            |
|--|---------|------------|
|  | 消防局長、課長 | に改め、同表市外出張 |
|--|---------|------------|

|       |           |                                   |   |
|-------|-----------|-----------------------------------|---|
| 命令の項中 | 消防局長の2日以上 | 1 消防局長の1日以内<br>2 課長<br>3 附属機関の委員等 | を |
|-------|-----------|-----------------------------------|---|

|  |                         |            |
|--|-------------------------|------------|
|  | 1 消防局長、課長<br>2 附属機関の委員等 | に改め、同表任免の項 |
|--|-------------------------|------------|

中「局内」を「消防局内」に改め、同表第4項の表休暇・欠勤

|       |               |                        |   |
|-------|---------------|------------------------|---|
| 承認の項中 | 保健所長の3日を超える期間 | 1 保健所長の3日以内<br>2 課長、医長 | を |
|-------|---------------|------------------------|---|

|  |            |            |
|--|------------|------------|
|  | 保健所長、課長、医長 | に改め、同表市外出張 |
|--|------------|------------|

命令の項中「1 保健所長の4日以上  
2 附属機関の委員等」を「附属機関の委員等」に、「1 保健所長の3日以内  
2 課長、医長」を「保健所長、課長、医長」に改め、同表第5項の表休暇・欠勤承認の項中「の3日を超える期間」を削り、「1 署長の3日以内  
2 副署長」を「副署長」に改め、「の1日を超える期間」を削り、「1 出張所長の1日以内」を「所属職員」に改め、同表遅参・早退・その他服務承認の項及び週休日の振替・代休日の指定の項中

|  |        |   |
|--|--------|---|
|  | 署長、副署長 | を |
|--|--------|---|

|    |     |            |
|----|-----|------------|
| 署長 | 副署長 | に改め、同表市内出張 |
|----|-----|------------|

命令の項中「署長、副署長」を

|    |     |            |
|----|-----|------------|
| 署長 | 副署長 | に、「所属職員（出張 |
|----|-----|------------|

所長及びその所属職員を除く。）」を「出張所長、所属職員（出張所の職員を除く。）」に、「出張所長、所属職員」を「所属職員」に改め、同表市外出張命令の項中「の4日以上」を削り、「1 署長の3日以内  
2 副署長」を「副署長」に改め、「の2日以上」を削り、「1 出張所長の1日以内  
2 所属職員」を「所属職員」に改め、同表第6項の表休暇・欠勤承認の項中「の1日を超え

る期間」を削り、「1 課長の1日以内  
2 所属職員」を「所属職員」に改め、同表市内出張命令の項中「附属機関の委員等」を「1 課長  
2 附属機関の委員等」に、「課長、所属職員」を「所属職員」に改め、同表第7項の表休暇・欠勤承認の項中「の1日を超える期間」を削り、「1 課長の1日以内  
2 所属職員」を「所属職員」に改め、同表市内出張命令の項中「附属機関の委員等」を「1 課長  
2 附属機関の委員等」に、「課長、所属職員」を「所属職員」に改め、同表市外出張命令の項中「の2日以上」を削り、「1 課長の1日以内  
2 所属職員」を「所属職員」に改め、同表第8項の表休暇・欠勤承認の項中「の1日を超える期間」を削り、「1 出先機関の長等の1日以内  
2 所属職員」を「所属職員」に改め、同表市内出張命令の項中「出先機関の長等、所属職員」を「出先機関の長等、所属職員」に改め、同表市外出張命令の項中「の2日以上」を削り、「1 出先機関の長等の1日以内  
2 所属職員」を「所属職員」に改める。

附 則  
この規程は、令和4年1月1日から施行する。

横須賀市訓令第21号

職員服務規程（昭和36年横須賀市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

横須賀市長 上 地 克 明

第11条第1項ただし書中「、市内出張をする場合で」を削る。

本則に次の1条を加える。  
（庶務事務システムによる処理）

第18条 この規程の規定により行うこととされる申請、届出その他の手続（口頭により行う手続を除く。）については、庶務事務システム（職員の服務の管理、給与の支給等に関する事務を行うための電子情報処理組織で、総務部人事課が所管するものをいう。以下同じ。）を使用することが困難である場合として市長が別に定める場合を除き、庶務事務システムを使用する方法により行うものとする。

2 この規程の規定により作成等をする事とされている書類については、庶務事務システムを使用することが困難である場合として市長が別に定める場合を除き、庶務事務システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）をもって代えることができる。

第2号様式中「氏名.....<sup>㊤</sup>」を「氏名.....」に改める。

第4号様式中「職員コード.....氏名.....<sup>㊤</sup>」を「職員コード.....氏名.....」に改める。

第6号様式中

|      |     |     |     |      |
|------|-----|-----|-----|------|
| 産前産後 | 看 護 | 組 休 | 合 暇 | 産前産後 |
|      |     | 日 時 |     |      |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

を に、

|         |  |
|---------|--|
| (事務処理欄) |  |
| 所属長氏名   |  |
| 担当者氏名   |  |
| 連絡先     |  |

を

|         |  |
|---------|--|
| (事務処理欄) |  |
|---------|--|

に

改める。

第7号様式中「氏名.....(印)」を「氏名.....」に改める。

第8号様式中乙中

|     |   |     |
|-----|---|-----|
| 出張者 | 印 | 出張者 |
|     |   |     |
|     |   |     |
|     |   |     |
|     |   |     |
|     |   |     |

を に改める。

第9号様式中「氏名.....(印)」を「氏名.....」に改める。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

### 上下水道企業管理規程

#### 横須賀市上下水道企業管理規程第13号

上下水道局専決規程（平成15年横須賀市水道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

別表第2第1項の表休暇・欠勤承認の項及び市外出張命令の項中「1 部長の1日以内」を「部長、課長」に改め、同表第2項の表休暇・欠勤承認の項中「の1日を超える期間」を削り、「1 場長の1日以内」を「所属職員」に改め、同表市内出張命令の項中

|  |        |
|--|--------|
|  | 1 場長   |
|  | 2 所属職員 |

を

「場長 所属職員」に改め、同表市外

出張命令の項中「の1日を超える期間」を削り、「1 場長の1日以内」を「所属職員」に改める。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

### 議 会 規 程

横須賀市議会議会局規程（昭和40年10月16日制定）の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

横須賀市議会議長 大野 忠之

第6条第1項第1号及び第5号中「の1日以内」を削る。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

### 教育委員会訓令甲

#### 横須賀市教育委員会訓令甲第4号

教育委員会専決規程（昭和40年横須賀市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

別表第2第1項の表休暇・欠勤承認の項中「1 部長の1日以内」を「部長、課長」に改め、同表市外出張命令（注2参

照）の項中「1 部長の1日以内」を「1 部長、課長」「2 課長」「3 附属機関の委員等」を「2 附属機関の委員」に改め、同表第2項の表休暇・欠勤承認の項中「の1日を超える期間」を削り、「1 館長の1日以内」を「所属職員」に改め、同表市内出張命令（注2参照）の項中

「館長、所属職員」を

「館長 所属職員」に改め、同表市外

出張命令（注2参照）の項中「の2日以上」を削り、「1 館長の1日以内」を「所属職員」に改め、同表第3項の表休暇・欠勤承認の項中「の1日を超える期間」を削り、「1 館長の1日以内」を「所属職員」に改め、同表市内出張命令（注2参

照）の項中「館長、所属職員」を

「館長、所属職員」を

「館長 所属職員」に改め、同表市外

出張命令（注2参照）の項中「の1日を超える期間」を削り、「1 館長の1日以内」を「所属職員」に改め、同表第4項の表休暇・欠勤承認の項中「の1日を超える期間」を削り、「1 課長の1日以内」を「所属職員」に改め、同表市内出張命令

所属職員」を

(注2参照)の項中

「

|  |         |
|--|---------|
|  | 課長、所属職員 |
|--|---------|

」を

「

|    |      |
|----|------|
| 課長 | 所属職員 |
|----|------|

」に改め、同表市外

出張命令(注2参照)の項中「の2日以上」を削り、「1 課  
長の1日以内 2 所  
属職員」を「所属職員」に改め、同表第5項の表休暇・  
欠勤承認の項中「又は担当課長の1日を超える期間」を「、担  
当課長」に、「1 所長又は担当課長の1日以内 2 所属職員」を「所属職  
員」に改め、同表市内出張命令(注2参照)の項中

「

|  |                  |
|--|------------------|
|  | 所長、担当課長、<br>所属職員 |
|--|------------------|

」を

「

|         |      |
|---------|------|
| 所長、担当課長 | 所属職員 |
|---------|------|

」に改め、同表市外

出張命令(注2参照)の項中「又は担当課長の2日以上」を  
削り、「担当課長」に、「1 所長又は担当課長の1日以内 2 所属職員」を  
「所属職員」に改める。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

## 選挙管理委員会訓令甲

### 横須賀市選挙管理委員会訓令甲第1号

横須賀市選挙管理委員会専決規程(昭和51年横須賀市選挙管  
理委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口 道 夫

第2条第1号及び第5号中「の1日以内」を削る。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

## 監査委員告示

### 横須賀市監査委員告示第2号

監査委員事務局処務規程(昭和39年横須賀市監査委員告示第  
2号)の一部を次のように改正します。

令和3年12月28日

横須賀市監査委員 川 瀬 富士子  
同 丸 山 邦 彦  
同 加 藤 眞 道  
同 石 山 満

第4条第1項第1号及び第5号中「の一日以内」を削る。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。